

第1回 大洲市地域部活動推進協議会次第

日時:令和8年7月8日(水) 午後4時～

場所:大洲市役所別館3階第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 役員選出

4 議 題

(1) 大洲市の現況について

(2) 令和8年度の取組について

(3) その他

5 閉 会

令和8年度 大洲市地域部活動推進協議会 委員名簿

1 協議会委員

番号	所 属	氏 名	備 考
1	愛媛大学社会共創学部	山 中 亮	
2	大洲市教育委員会	幸 田 裕 司	
3	大洲市校長会	西 山 慎 介	
4	大洲市校長会	中 山 敏 恵	
5	大洲市学校体育会	中 岡 靖 典	
6	大洲市P T A連合会	中 野 賀津記	
7	大洲市スポーツ協会	佐 伯 幸 一	
8	大洲市スポーツ少年団	矢 野 一 友	
9	おおずスポーツクラブ	増 田 敬 治	
1 0	大洲市スポーツ推進委員会	山 田 由美子	
1 1	大洲市教育委員会教育部長	加 納 紀 彦	
1 2	大洲市教育委員会教育総務課学校教育指導監	市 川 努	

2 事務局

番号	所 属	職名	氏 名
1	大洲市教育委員会スポーツ振興課	課長	谷 本 浩 二
2	大洲市教育委員会文化振興課	課長	信 尾 肇 典
3	大洲市教育委員会スポーツ振興課	課長補佐	谷 野 真由美
4	大洲市教育委員会スポーツ振興課	係長	和 氣 敏 典
5	大洲市教育委員会スポーツ振興課	地域おこし協力隊	中 野 海 渡

大洲市地域部活動推進協議会設置要綱

令和5年6月19日
大洲市教育委員会要綱第10号

(設置)

第1条 大洲市立中学校における部活動について、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、併せて、教職員の働き方改革に対する支援体制構築に向け、大洲市地域部活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大洲市における部活動の地域展開に関する事。
- (2) 生徒、保護者及び教職員への実態調査及び研究に関する事。
- (3) 教職員の業務改善（兼職兼業）に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大洲市立中学校の地域部活動に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等から選出された者を委員として組織する。

2 委員は、大洲市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、大洲市教育委員会教育長が招集する。

2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(費用弁償及び謝金)

第6条 委員が会議に出席したときは、委員に対し費用弁償及び謝金を支給することができる。

(検討班)

第7条 協議会が実施する調査及び検討を円滑に推進するため、検討班を置く。

2 検討班の班員は、大洲市教育委員会教育部長が指名する。

3 検討班での会議の経過及び結果は、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び検討班の事務局は、大洲市教育委員会スポーツ振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大洲市地域部活動推進協議会

関係機関	所属
学識経験者	
学校関係	大洲市校長会、大洲市学校体育会、大洲市教育研究所、大洲市PTA連合会
団体	大洲市スポーツ協会、大洲市スポーツ少年団、おおずスポーツクラブ
行政関係	大洲市スポーツ推進委員会、大洲市教育委員会
その他	大洲市教育委員会が必要と認める団体

(1) 大洲市の現状について

大洲市立中学校生徒数推移予想（スポーツ振興課調）

■学年別生徒数

（令和8年5月1日現在）

出生年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
現学年・年齢	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
大洲東中	28	17	13	26	7	16	14	9	10	9	14	4	3	6	6
大洲南中	60	73	55	68	53	62	57	51	42	50	43	42	37	27	30
平野中	11	15	13	11	9	9	13	13	11	9	9	6	5	8	3
肱東中	31	36	23	23	25	27	18	25	20	23	18	8	8	9	16
新谷中	32	34	32	31	24	30	15	27	19	21	24	14	13	17	6
大洲北中	139	114	106	125	110	110	89	130	108	91	96	89	86	91	70
長浜中	43	37	35	29	38	27	19	18	14	16	12	11	4	14	13
肱川中	17	12	17	9	7	11	8	5	7	7	4	4	8	5	5
計	361	338	294	322	273	292	233	278	231	226	220	178	164	177	149

993

490

■学校別全校生徒数

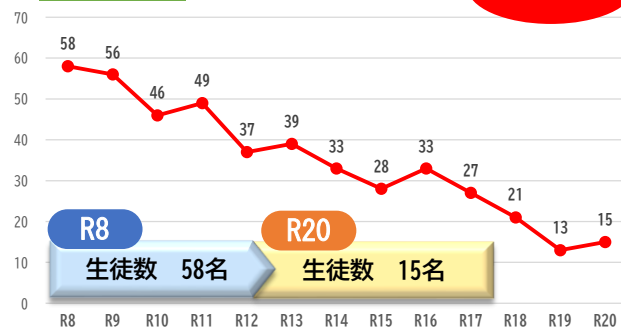
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R8→R20 減少率
大洲東中	58	56	46	49	37	39	33	28	33	27	21	13	15	74.1%
大洲南中	188	196	176	183	172	170	150	143	135	135	122	106	94	50.0%
平野中	39	39	33	29	31	35	37	33	29	24	20	19	16	59.0%
肱東中	90	82	71	75	70	70	63	68	61	49	34	25	33	63.3%
新谷中	98	97	87	85	69	72	61	67	64	59	51	44	36	63.3%
大洲北中	359	345	341	345	309	329	327	329	295	276	271	266	247	31.2%
長浜中	115	101	102	94	84	64	51	48	42	39	27	29	31	73.0%
肱川中	46	38	33	27	26	24	20	19	18	15	16	17	18	60.9%
計	993	954	889	887	798	803	742	735	677	624	562	519	490	50.7%

生徒数の推移予想（R8～R20）

令和8年5月1日現在

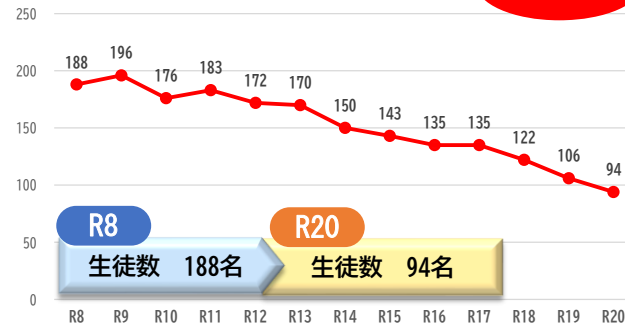
大洲東中

74.1%減



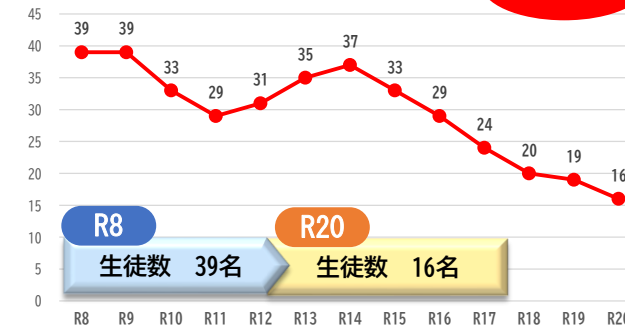
大洲南中

50.0%減



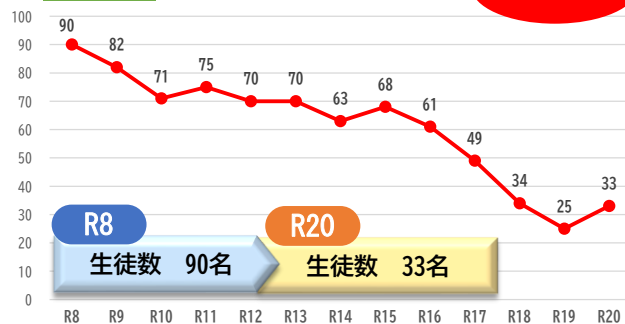
平野中

59.0%減



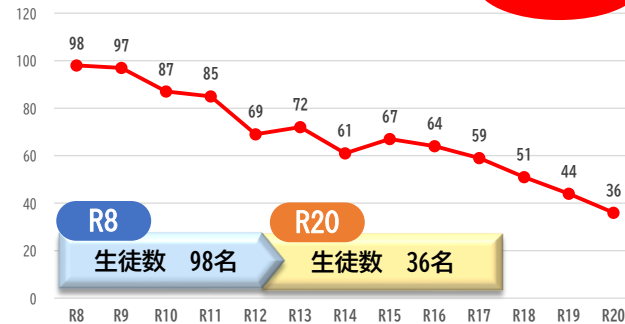
肱東中

63.3%減



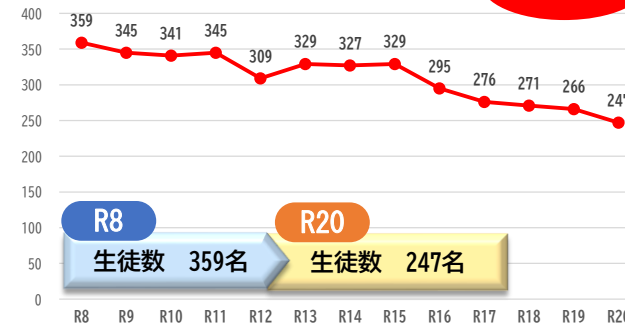
新谷中

63.3%減



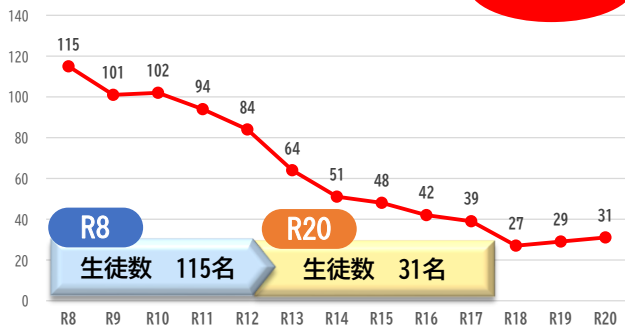
大洲北中

31.2%減



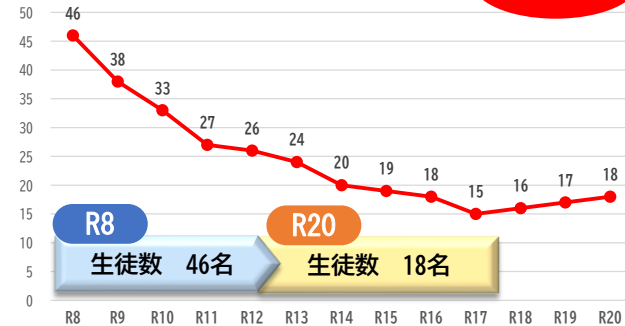
長浜中

73.0%減



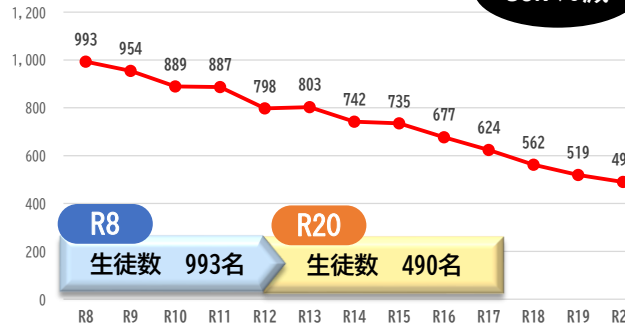
肱川中

60.9%減



全中学校

50.7%減



分類	種目	部活
運動部	12	41
文化部	5	16
合計	17	57

令和8年度 大洲市学校別部活動 生徒数(1～3年生)

R8.5.1

種 目	試合 人数	最低 人数	別	大洲南				大洲北				平野				肱東				新谷				大洲東				長浜				肱川				部員数
				1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計					
バスケットボール	5	5	男	7	0	13	20	3	5	5	13																					33				
			女	3	6	1	10	5	8	7	20								3	7	4	14											44			
サッカー	11	7	共					4	14	4	22					2	5	3	10					0	3	6	9	0	0	0	0			41		
軟式野球	9	9	共	3	11	7	21	7	5	3	15	1	0	4	5					5	2	9	16	3	3	4	10	7	8	8	23	0	1	4	5	95
バレーボール	6	6	女	1	3	6	10	3	1	8	12	3	3	4	10	2	4	1	7									6	2	7	15	4	2	4	10	64
ソフトテニス	6	4	男	6	8	10	24	9	15	15	39					5	6	7	18												6	1	2	9	90	
			女	3	6	2	11	0	5	8	13									3	11	0	14	2	5	6	13	2	2	6	10	5	1	2	8	69
卓 球	6	6	男					4	2	4	10									8	5	5	18							2	2	1	5			33
			女	6	4	3	13	5	12	4	21					5	5	3	13																47	
剣 道	5	3	男					1	2	1	4																								4	
			女					2	1	1	4																								4	
陸上競技			男					4	1	3	8																								8	
			女					5	2	2	9																								9	
水泳競技			男					2	4	5	11																								11	
			女					0	2	2	4																								4	
運動部員数				29	38	42	109	54	79	72	205	4	3	8	15	14	20	14	48	19	25	18	62	5	11	16	32	17	14	22	53	15	5	12	32	556
吹 奏 楽			共	7	8	8	23	13	8	11	32					3	7	9	19	4	3	7	14	2	2	1	5	5	12	3	20				113	
美 術			共					11	9	11	31																							31		
コンピューター			共					11	2	22	35																							35		
園 芸			共					0	4	0	4																							4		
生 活			共					2	4	2	8																							8		
文 化			共	8	10	5	23					9	7	3	19									2	4	7	13	4	4	6	14				69	
総合文化			共													1	7	4	12												1	5	3	9	21	
文化部員数				15	18	13	46	37	27	46	110	9	7	3	19	4	14	13	31	4	3	7	14	4	6	8	18	9	16	9	34	1	5	3	9	281
合 計				44	56	55	155	91	106	118	315	13	10	11	34	18	34	27	79	23	28	25	76	9	17	24	50	26	30	31	87	16	10	15	41	837
生徒数				55	73	60	188	106	114	139	359	13	15	11	39	23	36	31	90	32	34	32	98	13	17	28	58	35	37	43	115	17	12	17	46	993
入部率				80%	77%	92%	82%	86%	93%	85%	88%	100%	67%	100%	87%	78%	94%	87%	88%	72%	82%	78%	78%	69%	100%	86%	86%	74%	81%	72%	76%	94%	83%	88%	89%	84.3%

分類	種目	部活
運動部	12	41
文化部	5	16
合計	17	57

令和8年度 大洲市学校別部活動 生徒数(1～2年生)

R8.5.1

種 目	試合 人数	最低 人数	別	大洲南			大洲北			平野			肱東			新谷			大洲東			長浜			肱川			部員数
				1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	
バスケットボール	5	5	男	7	0	7	3	5	8																		15	
			女	3	6	9	5	8	13							3	7	10									32	
サッカー	11	7	共				4	14	18				2	5	7				0	3	3	0	0	0				28
軟式野球	9	9	共	3	11	14	7	5	12	1	0	1				5	2	7	3	3	6	7	8	15	0	1	1	56
バレーボール	6	6	女	1	3	4	3	1	4	3	3	6	2	4	6							6	2	8	4	2	6	34
ソフトテニス	6	4	男	6	8	14	9	15	24				5	6	11										6	1	7	56
			女	3	6	9	0	5	5							3	11	14	2	5	7	2	2	4	5	1	6	45
卓 球	6	6	男				4	2	6							8	5	13				2	2	4				23
			女	6	4	10	5	12	17				5	5	10													37
剣 道	5	3	男				1	2	3																			3
			女				2	1	3																			3
陸上競技			男				4	1	5																			5
			女				5	2	7																			7
水泳競技			男				2	4	6													運動部員数 352人 (66.3%)						6
			女				0	2	2														文化部員数 179人 (33.7%)					
運動部員数				29	38	67	54	79	133	4	3	7	14	20	34	19	25	44	5	11	16	17	14	31	15	5	20	352
吹 奏 楽			共	7	8	15	13	8	21				3	7	10	4	3	7	2	2	4	5	12	17				74
美 術			共				11	9	20																		20	
コンピューター			共				11	2	13																		13	
園 芸			共				0	4	4																		4	
生 活			共				2	4	6																		6	
文 化			共	8	10	18				9	7	16							2	4	6	4	4	8				48
総合文化			共										1	7	8									1	5	6	14	
文化部員数				15	18	33	37	27	64	9	7	16	4	14	18	4	3	7	4	6	10	9	16	25	1	5	6	179
合 計				44	56	100	91	106	197	13	10	23	18	34	52	23	28	51	9	17	26	26	30	56	16	10	26	531
生徒数				55	73	128	106	114	220	13	15	28	23	36	59	32	34	66	13	17	30	35	37	72	17	12	29	632
入部率				80%	77%	78%	86%	93%	90%	100%	67%	82%	78%	94%	88%	72%	82%	77%	69%	100%	87%	74%	81%	78%	94%	83%	90%	84.0%

中学校部活動の地域展開

少子化や教員の働き方改革の進展、子供たちのニーズの多様化により、中学校部活動は、現在の形のままでは続けることが難しくなっています。このような状況を踏まえ、国、愛媛県の方針に沿って、大洲市では、多様で持続可能な地域クラブ活動の整備をはじめとする「部活動の地域展開」を推進します。

なぜ部活動改革が必要なのか？

- ✓ 市内の中学校生徒数が、10年後には約600名(令和7年度は1,023名)に減少
- ✓ 部員数の減少により、学校単独では部活動の維持が困難
- ✓ 子供たちが希望するスポーツや文化芸術活動を選択できない
- ✓ 教員の負担が大きく、このままの体制を続けることが困難



地域全体で支える仕組み（地域展開）が必要

部活動の地域展開とは？

部活動の地域展開とは、これまで学校主体であった部活動を丸ごと地域へ移すことではありません。

このままでは部活動を維持していくことが難しいため、地域を土台にして、新たなスポーツ・文化芸術活動ができる環境づくりを進めていくということです。

国は、「子供たちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術活動の適正化を図り、体験格差を解消することを目指しています。

	学校部活動・地域連携	地域展開
主体	学校	地域クラブ(団体)
指導者	学校の先生 部活動指導員 外部指導者	地域の指導者 希望する学校の先生 (兼職兼業の許可)
参加者	在学する学校の生徒	市内の中学生など
活動場所	在学する学校の施設	地域クラブが活動する施設
費用負担	部費、用具、交通費等の実費	地域クラブの会費、実費
保険	学校の保険	スポーツ安全保険

大洲市部活動地域展開推進計画(大洲市の方向性)

本市では、令和5年から協議・検討を重ねてきた「大洲市地域部活動推進協議会」において示された「大洲市の地域展開の方向性」を受け、令和8年3月「大洲市部活動地域展開推進計画」を策定しました。

部活動の果たしてきた教育的意義や役割を継承・発展させるための環境の整備、地域での多様な体験や幅広い世代との交流を通じた学びなど、子供たちのニーズに応じた活動ができる環境を整え、部活動の地域展開を進めていきます。

● 段階的な地域展開

まずは休日の活動から地域クラブへ移行し、持続可能な活動体制の構築を目指します。

● 受け皿（認定地域クラブ活動）の整備

認定地域クラブ活動の整備を進め、生徒が継続して活動できる環境を確保します。

● 指導者の確保

地域の指導者や関係団体と連携し、専門的な指導が受けられる体制づくりを進めます。



大洲市部活動改革 ロードマップ

本市の部活動は、段階的に、令和10年の夏に「休日の部活動」を全て終了し、令和12年の夏を目標として「平日の部活動」を終了します。

前期

中間評価

後期

国	改革実行期間(令和8～10年度)			改革実行期間(令和11～13年度)		
愛媛県	令和10年度までに全ての部活動で休日の地域展開			平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大洲市	中1 中3の夏で「休日の部活動」が終了 →引退まで活動	中2	中3			
	小6 中2の夏で「休日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など	中1	中2	中3		
	小5 中1の夏で「休日の部活動」が、 中3の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など	小6	中1	中2	中3	
	小4 中1から「休日の部活動」がない 中2の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など 中2の2学期からは全てが地域クラブ等の活動など	小5	小6	中1	中2	中3
	小3 中1から「休日の部活動」はなく、 中1の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など 中1の2学期からは全てが地域クラブ等の活動など	小4	小5	小6	中1	中2
	小2	小3	小4	小5	小6	中1
	「部活動」が全て終了 →全てが地域クラブ等の活動など					

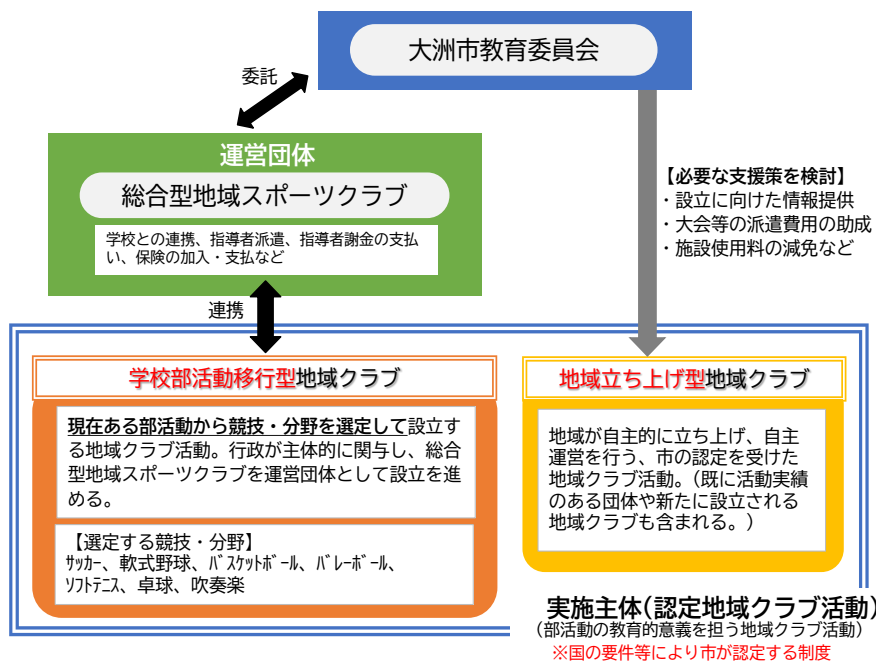
受け皿(認定地域クラブ)の整備・指導者の確保に向けて

市が主体的に関わって、市内の総合型地域スポーツクラブを運営団体とする活動体制を構築し、部活動の教育的意義を担い、継承する「学校部活動移行型地域クラブ」を創設します。

国の要件等に基づき認定を行う「認定地域クラブ制度」の構築と、自主的に運営する地域クラブを対象とした支援体制の整備を進めます。

地域の指導者を募集し、登録・育成、マッチングを行う「人材バンク」の創設を目指します。

そのほか、保護者負担への支援策など、引き続き検討を進めていきます。



【お問合せ先】大洲市教育委員会スポーツ振興課
〒795-8601 大洲市大洲690番地の1
TEL0893-24-1734

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



説明
動画



公式
HP

(2) 令和8年度の取組について

部活動改革スケジュール ※大洲市部活動地域展開推進計画抜粋

目 標		4～6月
●地域展開推進計画の策定・公表		○令和8年3月策定、4月公表
●地域クラブ活動の運営団体への支援策を検討		○地域おこし協力隊着任(5月)
●地域クラブ認定制度の構築		○愛媛県が市町の意見と取りまとめて、認定要件の県方針(統一ルール等)を示す予定。 6/5 えひめ地域クラブ全体会出席
●地域クラブ活動の方針の作成		
●部活動移行型地域クラブの創設(順次)	運動部	○地域クラブ活動化する部活動を調整・決定し、おおずスポーツクラブへ委託 ○(サッカークラブ) 6/8～ 参加者募集 6/23 保護者説明会
	文化部	○(吹奏楽部)校長説明、顧問ヒアリング・アンケート ○(その他文化部)外部指導に係る文化協会アンケート
●指導者等人材バンクの設置・運営		○人材バンク設置要綱策定(5月) ○募集要項作成、募集開始 ○公式ホームページ掲載
●地域指導者の確保、地域クラブ団体の発掘、確保		○スポーツ少年団総会での周知・説明
●施設(学校、スポーツ施設、文化施設)利用のルール設定		
●受益者負担、移動手段の検討		
●大会参加の検討、関係団体等との調整		
●部活動指導員等の活用		○6月補正予算(教育総務課所管)
●拠点校方式の研究		
広報・周知		○「中学校部活動の地域展開」リーフレット配布(説明動画配信)
会議		
その他		

令和8年7月8日現在

7～9月	10～12月	1～3月
○地域クラブ活動運営支援	○次年度以降の体制検討	
○県認定基準(案)の提示	○制度設計・法令整備等	○周知・募集
○地域クラブ活動整備方針(案)作成	○地域クラブ活動支援の検討	○地域クラブ活動整備方針の決定・周知
○競技・分野別部活動顧問ヒアリング ○(サッカークラブ) 7/11～ 活動開始	○指導者等人材バンク登録者とのマッチング ○地域クラブ活動体験会の実施	○(サッカークラブ) サッカー協会、中体連登録
○(吹奏楽部)顧問ヒアリング・アンケート(予定)	○(吹奏楽部)地域クラブ設立に向けた検討	○(吹奏楽部)地域クラブ設立に向けた検討
○登録等の開始	○地域クラブ活動とのマッチング	
○教職員アンケート結果による個別調整		
○地域クラブ活動整備方針(案)作成において検討		
○児童・生徒、保護者アンケート結果による検証	○補助事業「部活動の地域展開等推進事業」活用の検討	○制度設計・法令整備等
○内子町教育委員会協議・調整		
○部活動指導員の任用・活動開始		
○調査・研究		
○保護者説明会の開催		○新中学生に対する周知・説明
○大洲市地域部活動推進協議会の開催(7月) ○検討班会(随時)	○検討班会(随時)	○大洲市地域部活動推進協議会の開催(3月予定) ○検討班会(随時)
○教職員アンケートの実施 ○児童・生徒、保護者のアンケート実施		

学校部活動移行型地域クラブ活動 サッカークラブ

メンバー 募集！

本気になれる場所は、ここにある。

地域クラブの
これから

今年度末にチーム登録を行い、令和9年度からは、この地域クラブで総体や新人大会へ出場します！
今年度は、登録準備や、違う学校の生徒同士が集まり、交流を深めながら、スキルアップを目指します！

活動開始 令和8年7月11日（土曜日）19時～ 場所：徳森公園

会 費

月額2,000円

※別途、スポーツ安全保険
800円/年間が必要

活動日時

毎週火曜日

18：30～20：00

毎週土曜日

19：00～20：30

※会場の都合により、変更する場合があります。

練習会場

徳森公園

（多目的グラウンド）

大洲北中学校

大洲東中学校

肱東中学校

ほか

保護者説明会

日時 令和8年6月23日（火曜日）18時30分～

場所 大洲市役所 第1別館3階 第1会議室

【申し込み方法】

裏面の参加申込書を学校に提出するか、または、右の電子申請サイトから申し込んでください。【初回締切7月1日(水)】※随時募集

※注意事項

必ず保護者の了承を得て申し込みをしてください。

申込書より収集した個人情報は、この地域クラブ以外で利用することはありません。



※問い合わせは、下記までご連絡ください。

NPO法人おおずスポーツクラブ 大洲市常磐町70番地

TEL.24-7228

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する大洲市認定地域クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)の安定的かつ継続的な運営体制の構築を図るため、地域クラブ活動における指導、指導補助、運営支援等が可能な人材を登録する大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク(以下「人材バンク」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 教育委員会は、人材バンクに係る業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人材バンクの登録に関すること。
- (2) 人材バンクに登録された者(以下「登録指導者等」という。)の情報管理に関すること。
- (3) 登録指導者等の地域クラブ活動への配置に関すること。

(登録の要件)

第3条 人材バンクの登録対象者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲を持ち、地域クラブ活動での指導等が可能な者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者(中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学する者を除く。)
- (2) 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解する者
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他これらに類する行為が許されないものであることを理解し、自らこれらの行為を行わず、かつ、生徒相互間における当該行為を容認しないことを誓約する者
- (4) 人材バンク登録後、教育委員会が定める研修会を受講する者
- (5) 次のアからエまでのいずれかを満たす者
 - ア 教育委員会、市内中学校長、大洲市スポーツ協会又は大洲市文化協会の推薦があること。
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、部活動の指導実績があること。
 - ウ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有すること。
 - エ 指導する運動競技や文化芸術活動分野の活動経験又は指導経験を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、人材バンクに登録することができない。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法第9条各号に該当する者
- (2) 過去の指導等において、体罰、ハラスメントその他指導者等として不適切と認められる行為があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が地域クラブ活動の指導者等として不適格と認める者

(登録の有効期間)

第4条 人材バンクの登録の有効期間は、登録を受けた日の属する年度を第1年度として起算

し、第4年度目の末日までとする。

（登録の申請等）

第5条 人材バンクへの登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、人材バンクの登録の可否を決定したときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録決定（却下）通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、登録の更新について準用する。

（登録の変更）

第6条 登録指導者等は、登録内容に変更が生じたときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録内容変更届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 登録指導者等は、登録の取消しを希望するときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録取消届(様式第4号。以下「取消届」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録指導者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定により、登録指導者等から取消届の提出があったとき。

(2) 登録指導者等が教育委員会の定める指導方針等に基づいた適切な指導を実施しないとき。

(3) 登録指導者等が不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 概ね1年間にわたり登録指導者等と連絡が取れないとき。

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が登録指導者等として不適合であると認めたとき。

3 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

（守秘義務）

第8条 登録指導者等は、その活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を取り消された後においても、また同様とする。

（庶務）

第9条 人材バンクに関する庶務は、教育委員会スポーツ振興課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会において協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

認定地域クラブ活動の 指導者を大募集!

大洲市立中学校では、令和10年度の夏に休日の部活動を、令和12年度の夏に平日の部活動を終了する予定（計画）です。

本市では、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させるための受け皿となる「部活動移行型認定地域クラブ活動」の創設を進めるため、地域の指導者を募集します。

大洲市内や近隣市町にお住まいで、活動に携わっていただける方を求めています。

募集種目

サッカー、バレーボール、ソフトテニス、
軟式野球、バスケットボール、卓球、吹奏楽

大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク



●応募資格

◎18歳以上の者（高校生は除く）

◎次のいずれかを満たす者

- ・教育委員会、市内中学校長、大洲市スポーツ協会又は大洲市文化協会の推薦があること。
- ・学校において部活動の指導実績があること。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会等が認定する指導者資格を有すること。
- ・指導する運動競技や文化芸術活動分野の活動経験又は指導経験があること。

●募集内容

指導者の種類		謝金 (1時間あたり)
有資格指導者	活動全般の運営や指導者の育成にも貢献できる方	1,600円程度
指導者 (指導経験2年以上)	資格取得を視野に、指導意欲がある方	1,400円程度
指導者 (活動経験3年以上)	指導に興味を持ち、積極的に関わる意欲がある方	1,200円程度

●登録の流れ

- ①登録申請書の提出
- ②審査・登録の決定
- ③人材バンクへの登録
- ④指導者の選考
- ⑤指導者の決定
- ⑥指導開始
- ⑦研修会の受講



申請方法は
こちら

有資格指導者・・・JSP0（公益財団法人日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者資格をはじめ、競技団体等が認定する指導資格、教員免許を有する方をいいます。

※この人材バンクに登録された方が、必ず指導者に決定されるものではありません。

大洲市教育委員会 スポーツ振興課

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

☎ 0893-24-1734

(9:00~17:00)

大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録者募集要領

令和 8 年 6 月 1 日作成

1 目的

この要領は、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク設置要綱(令和 8 年大洲市教育委員会要綱第 7 号)第 2 条第 1 号において登録する指導者等の募集に関し必要な事項を定める。

2 指導者等の種類

(1) 有資格指導者

公益財団法人日本スポーツ協会その他の競技団体等が認定する指導者資格、教員免許その他これらに準ずる資格を有する者

(2) 指導者(指導経験 2 年以上)

部活動、スポーツ少年団、地域クラブその他これらに類する活動において、2 年以上の指導経験を有する者

(3) 指導者(活動経験 3 年以上)

当該競技又は活動に 3 年以上継続して取り組んだ経験を有する者

(4) その他必要と認める者

3 資格・要件

指導者等人材バンクに登録できるのは、スポーツや文化芸術活動への指導意欲を持ち、かつ、地域クラブ活動での指導等が可能な者で、次の(1)~(5)の全てを満たす者とする。

(1) 登録を申請する年度の 4 月 1 日において 18 歳以上の者(中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する者を除く。)

(2) 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解する者

(3) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他これらに類する行為が許されないものであることを理解し、自らこれらの行為を行わず、かつ、生徒相互間における当該行為を容認しないことを誓約する者

(4) 人材バンク登録後、教育委員会が定める研修会を受講する者

(5) 次のアからエまでのいずれかを満たす者

ア 教育委員会、市内中学校長、大洲市スポーツ協会又は大洲市文化協会の推薦があること。

※(参考様式)登録者推薦書の添付要

イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校において、部活動の指導実績があること。

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する

こと。

※資格等を有することが確認できる書類(写)の添付要

エ 指導する運動競技や文化芸術活動分野の活動経験又は指導経験を有すること。

4 登録できない者

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条各号に該当する者
- (2) 過去の指導等において、体罰、ハラスメントその他指導者等として不適切と認められる行為があった者
- (3) 教育委員会が地域クラブ活動の指導者等として不適格と認める者

5 登録期間

登録を受けた日の属する年度を第1年度として、第4年度目の末日

6 募集競技・分野

学校部活動移行型地域クラブ活動(サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽)の指導者を重点的に募集する。ただし、地域立ち上げ型地域クラブ活動へのマッチングも想定していることから、競技・分野については問わない。

7 登録申請の手続き

(1) 登録申請

大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、大洲市教育委員会スポーツ振興課に提出する。

(2) 審査

教育委員会が申請書等の内容を審査し、人材バンクの登録の可否を決定する。

《提出先》

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1

大洲市教育委員会スポーツ振興課

Tel0893-24-1734 電子メール：sports-shinkouka@city.ozu.ehime.jp

8 登録申請の手続き

審査により、登録等の決定を大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録決定(却下)通知書により通知する。

9 派遣・活動

主に学校部活動移行型地域クラブ活動(サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽)において、活動・指導内容など、運営団体等を含めて協議・調整を行い、活動が開始される。

10 登録内容の変更及び取消し

- (1) 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録内容変更届(様式第3号)を教育委員会に提出する。
- (2) 登録者は、登録の取消しを希望するときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バ

ンク登録取消届(様式第4号)を提出する。また、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

ア 登録者から取消届の提出があったとき。

イ 登録者が教育委員会の定める指導方針等に基づいた適切な指導を実施しないとき。

ウ 登録者が不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

エ 概ね1年間にわたり登録指導者等と連絡が取れないとき。

オ 教育委員会が登録者として不適合であると認めたとき。

11 登録の更新

登録者が人材バンクへの登録を継続したい場合は、5に規定する登録満了日の2か月前から満了日までに申請書を提出する。申請内容の審査後、適当と認めた場合は、登録を更新することができる。

12 謝金等

登録者は、指導者謝金の受領又は辞退を選択することができる。

13 その他

- (1) 教育委員会は、収集した個人情報について指導者バンクにかかる業務の円滑な遂行のためにのみ使用し、その目的以外では一切使用しない。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。
- (3) 指導者バンクへの登録により、必ず指導者としての指導活動を保証するものではない。

■部活動指導員の概要と服務規程

項 目	内 容
制 度 の 目 的	・教員の負担軽減（働き方改革）と、生徒への専門的かつ質の高い指導の両立
職 務 内 容	① 実技指導：専門的な技術・戦術の指導 ② 安全・障害予防：安全管理、用具点検、事故対応 ③ 大会等の引率：練習試合や公式大会への引率・単独引率（教員の立ち合い不要） ④ 部活動運営：年間指導計画の作成等
身 分 ・ 任 用	・会計年度任用職員
指導上の注意点	・校長の監督を受け、学校の教育計画・指導方針に基づいて部活動を行う。 ・担当教諭や顧問と十分に連携し、生徒等の情報を共有する。
勤 務 条 件	① 任用期間 令和8年7月上旬～令和9年3月31日 必要に応じ随時雇用 ② 勤務場所 市内中学校 ③ 勤務時間 平日2時間、休日3時間以内、年間210時間以内 勤務日数 管理監督者が指示する日（週3日以内） ※大会等の引率はこの限りでない。 ④ 休 暇 規則により勤務日数に応じて付与 ⑤ 基 本 給 時間額 1,348円 ⑥ 諸 手 当 費用弁償（通勤手当相当） ⑦ そ の 他 健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険なし 災害補償あり
服 務 規 程	① 法令等の遵守 地方公務員法等の法令、及び校長の職務命令を遵守する。 国の部活動ガイドラインを遵守する。 ② 職務専念の義務 勤務時間中は職務に専念し、私的な行為や無関係な業務を行わない。 ③ 信用失墜行為の禁止 体罰やハラスメント、SNS等での不適切発言など、信用を傷つける行為の禁止。 ④ 守秘義務 職務上知り得た生徒の個人情報や学校の秘密を漏らしてはならない。（退職後も同様）